

ベトナムにおいて就労する外国人労働者の強制社会保険加入に関する規定

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク(I-GLOCAL Le Bao Cham)

1. はじめに

2014年に施行された社会保険法に基づき、2018年1月1日以降、外国人労働者は強制社会保険の加入対象者とみなされることになった。しかし、その時点ではベトナム政府はこの規定に関する詳細なガイドライン文書を公表していなかった。今回、ベトナム政府は2018年10月15日付で、ベトナムにおいて就労する外国人労働者の強制社会保険に関してより詳細な規定となる政令 Decree 143号（以下「Decree 143」という）を公表した。本政令 Decree 143は2018年12月1日に施行される。そこで本稿では、今回の政令施行による変更点を中心に社会保険制度について説明する。

2. 「外国人労働者」の強制社会保険加入対象

	Decree 143 以前	Decree 143 以降
加入条件	① ベトナムにおいて就労する外国人労働者 ② 労働許可証を所有する（あるいは特別業種で活動許可が認められている） ⇒ 強制社会保険への加入：可	① ベトナムにおいて就労する外国人労働者 ② 労働許可証を所有する（あるいは特別業種で活動許可が認められている） ③ ベトナムにおける雇用主との労働契約書（1年以上の有期契約か無期契約）がある ⇒ 強制社会保険への加入：強制

- 加入対象外となる外国人労働者：
 - ベトナム現地拠点設立した親会社において12ヶ月以上勤務経験がある外国人労働者が一時的にベトナム現地拠点に異動する場合（親会社はベトナム法人への出資企業またはベトナムに駐在員事務所を設立する企業と解釈される）
 - ベトナム労働法で規定される定年年齢（男性：満60歳、女性：満55歳）を超えている場合
- 「ベトナムにおける雇用主」とは、ベトナム国内の外国資本企業等である。

3. 強制社会保険制度と一時給付金

3.1 ベトナムの強制社会保険に加入する外国人労働者は、以下の制度において給付金を受け取ることができ、その給付条件及び給付金額はベトナム人労働者と同様である。

- (i) 疾病給付金・妊婦出産給付金
- (ii) 労働災害・職業病給付金
- (iii) 退職年金
- (iv) 遺族給付金

上記のうち、2018年12月1日から (i) 及び (ii) の制度、2022年1月1日から (iii) 及び (iv) の制度が適用開始となる。

3.2 社会保険一時給付金

a) 対象

外国人労働者は以下の場合において、社会保険一時金の受給権を行使できる。

- (i) ベトナム法に基づく受給資格年齢（満 60 歳の男性及び満 55 歳の女性）を満たしているが、社会保険料納付期間が 20 年未満である者
 - (ii) 社会保険法第 54 条第 1 項の規定に定める退職年金受給資格を満たしており、ベトナムにもう居住していない者
 - (iii) ベトナム保健省の規定に基づく深刻な生命を脅かす疾病がある者（癌、ポリオ、肝硬変、ハンセン病等）
 - (iv) 労働契約または労働許可証、営業証書、営業免許の期間が切れ、延長されない者
- b) 社会保険一時金は、社会保険料納付年数に基づいて計算され、1 年強制社会保険に加入すると、加入期間の平均給与 2 ヶ月分を受け取ることができる。
- c) 労働者が社会保険一時金給付の手続をした場合、社会保険機関は申請書類に不備がなければ書類受理日から 5 営業日以内に、労働者に対して一時金を支給しなければならない。

4. 強制社会保険の納付開始時期、納付金額及びその算定用給与

4.1 算定用給与

- 2018 年 1 月 1 日から強制社会保険料算定時に含めなければならない給与は、以下の通りである。
 - 1) 基本給
 - 2) 手当
 - 3) 賞与
- 上記の賃金合計がベトナム公務員の最低賃金の 20 倍を超える場合、社会保険料算定用月給は公務員の最低賃金の 20 ヶ月分に等しい金額となる。2018 年 7 月時点の公務員の最低賃金は 139 万 VND（20 ヶ月分=2780 万 VND）、2019 年 7 月から 149 万 VND（20 ヶ月分=2980 万 VND）で、この金額は通常毎年 7 月に改定される。

4.2 社会保険料率と納付開始時期

社会保険区分	個人負担分 (%)	企業負担分 (%)	納付開始時期
退職年金・遺族給付金	8%	14.0%	2022年1月1日
労働災害・職業病給付金		0.5%	①
疾病給付金・妊婦出産給付金		3.0%	②

- 1ヶ月に14営業日以上仕事をせず給料を受領しない場合には、その月の社会保険料の支払義務は無い。
- 上記の①及び②については、Decree 143の発効日である2018年12月1日から開始と理解されているが、保険機関より2014年社会保険法の規定に従って2018年1月1日からの納付を要求される場合がある。その為、雇用者におかれては実際の運用について当局に改めて確認することを勧める。

労働災害・職業病の労働者の保険料負担分については、社会保険基金の財政状況に基づき2020年1月1日を目途に保険料率を検討し導入される予定である。

5. おわりに

ベトナムにおいて就労する外国人労働者に対する強制社会保険に関して、上記の通り Decree 143の公表により、強制社会保険への加入条件、納付金額、外国人労働者が享受できる保険制度等が明確に示された。しかし一方で、強制社会保険の納付手続や強制社会保険加入対象外であることの証明方法が明確化されておらず、また納付開始時期の解釈も様々である為、当局への確認が必要となる。更に、2022年1月1日からの（最も高い割合を占める）退職給付金・遺族給付金区分の保険料納付開始に伴い、新たな規定文書が発行される可能性が高いと考えられており、引き続き最新の法令情報に留意する必要がある。

参考資料：

1. 労働法 10/2012/QH13号
(https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_34.pdf)
2. 社会保険法 58/2014/QH13号
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/58_2014_QH13r.pdf)
3. 医療保険法 25/2008/QH12号
4. 政令 143/2018/ND-CP号
5. 政令 11/2016/ND-CP号
6. 政令 115/2015/ND-CP号
7. レポート 1228/TB-BHXH号

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：本庄谷 由紀（ほんじょうや ゆき）

<<ベトナム/ハノイ現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower , 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：逆井 将也（さかさい まさや）

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。